

# 本検討委員会における「価値あるデータ」と現行知財制度の状況

資料5

## 秘密として管理された情報

<自社のみ、又は守秘義務等の契約等で権限のある者のみが使用>

### 営業秘密(不正競争防止法)

- ・営業秘密の侵害を禁止行為の類型として規定。
- ・差止請求権、損害賠償請求権(※損害額の推定規定あり)、刑事罰などを規定。

価値あるデータ※

※著作権、特許権などの既存の知的財産権の対象を除く。

## 秘密として管理されていない情報

<無制限、無条件での利活用>

価値あるデータの利活用が広く進むような法的な枠組みはない。

ビジネス上の選択

ビジネス上の選択

- ・現行制度上、民法に基づく契約で対応する選択肢もある。
- ・ただし、第三者効のない契約では、契約の遵守が期待できる特定の提携先を超えて、多数の主体と取引することにはリスクがあると考えられる。

参考

<自社のみ、又は守秘義務等の契約等で権限のある者のみが使用>

### 営業秘密(不正競争防止法)

同上

発明等の技術情報

<ライセンス等の特定条件を課した上での使用>

### 特許制度(特許法)

- ・特許を受ける権利を有する者に独占的な権利を与える。
- ・一方、その発明の内容は一定期間経過後に公開される。

ビジネス上の選択

<無制限、無条件での利活用>

特段の措置なし※。

※共有情報として自由に利活用すべきものであるため。特段の措置は不要と考えられる。